

SNSで実行犯を募集する手口等による強盗、窃盗、特殊詐欺等事件における実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進について（通達）

令和5年4月26日付け、警察庁丁捜一発第48号、丁組二発第110号
警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪第二課長から
警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各管区警察局広域調整担当部長宛て

（概要）

令和5年3月17日、犯罪対策閣僚会議において、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が決定されたことを受け、SNSで実行犯を募集する手口等による強盗、窃盗、特殊詐欺等事件における実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組について、余罪の積極的な立件、令和4年12月に法定刑の引上げ等がされた組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の適用等を推進するよう指示したものの。